

新旧対照表

改正前	改正後				
<p>「週休2日交替制モデル工事」 試行要領</p> <p>(趣旨) 第1 この要領は、建設現場における「週休2日」の確保に向けた課題を把握するとともに就労環境改善に向けた意識の醸成を図るために<u>試行</u>する「週休2日交替制モデル工事」の実施手続、その他必要な事項について定めるものとする。</p> <p>(用語) 第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。 <u>(1)「週休2日交替制」とは、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。</u></p> <p><u>(2)「技術者」とは施工管理を行う者を、「技能労働者」とは建設現場の直接的な作業を行う技能を有する者をいい、施工体制台帳に記載がある元請負人及び下請負人の全ての労働者を対象とする。</u></p> <p><u>(3)「4週8休以上」とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。</u> <u>なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日を含めるものとする。</u></p> <p>(4)「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。</p> <p>(試行の対象) 第3 週休2日交替制モデル工事の試行対象は、県土整備部が発注する工事で「週休2日工事」<u>試行要領</u>（平成28年6月8日県土整備部技術企画課定め。以下「週休2日工事」<u>試行要領</u>という。）に定める<u>発注者指定型</u>としての発注が困難な工事（<u>港湾工事及び営繕工事は除く。</u>）とする。ただし、技術者及び技能労働者の従事期間が1週間未満の工事は対象外とすることができる。</p> <p>2 週休2日交替制モデル工事は、<u>入札公告（指名通知）</u>及び<u>特記仕様書</u>において、週休2日交替制モデル工事の<u>試行対象</u>である旨を記載するものとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">入札公告（指名通知）例</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-left: 40px;"> <tr> <td style="padding: 5px;">5 その他の事項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">本工事は、週休2日交替制モデル工事の試行対象工事である。</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 20px;">特記仕様書記載例（第1章第〇条に記載するものとする。）</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-left: 40px;"> <tr> <td style="padding: 5px;"> 第〇条 休日の確保 本工事は、週休2日交替制モデル工事の<u>試行対象</u>工事である。 <u>試行</u>に当たっては、「『週休2日交替制モデル工事』<u>試行要領</u>」に基づき行う。 <u>試行要領</u>は、宮崎県ホームページ（トップ>しごと・産業>公共事業・建築・土木>技術基準>「週休2日交替制モデル工事」の<u>試行</u>について）から入手できる。 </td> </tr> </table>	5 その他の事項	本工事は、週休2日交替制モデル工事の試行対象工事である。	第〇条 休日の確保 本工事は、週休2日交替制モデル工事の <u>試行対象</u> 工事である。 <u>試行</u> に当たっては、「『週休2日交替制モデル工事』 <u>試行要領</u> 」に基づき行う。 <u>試行要領</u> は、宮崎県ホームページ（トップ>しごと・産業>公共事業・建築・土木>技術基準>「週休2日交替制モデル工事」の <u>試行</u> について）から入手できる。	<p><u>「週休2日交替制モデル工事」 実施要領</u></p> <p>(趣旨) 第1 この要領は、建設現場における「週休2日」の確保に向けた課題を把握するとともに就労環境改善に向けた意識の醸成を図るために<u>実施</u>する「週休2日交替制モデル工事」の実施手続、その他必要な事項について定めるものとする。</p> <p>(用語) 第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。 <u>(1)「月単位の週休2日交替制」とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の全ての月での休日率が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日を含めるものとする。</u> <u>(2)「通期の週休2日交替制」とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日を含めるものとする。</u></p> <p><u>(3)「技術者」とは施工管理を行う者を、「技能労働者」とは建設現場の直接的な作業を行う技能を有する者をいい、施工体制台帳に記載がある元請負人及び下請負人の全ての労働者を対象とする。</u></p> <p>(4)「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。</p> <p><u>(5)「休日率」とは、平均休日数の割合をいう。</u></p> <p>(対象工事) 第3 <u>月単位の</u>週休2日交替制モデル工事の対象工事は、県土整備部が発注する工事（<u>港湾工事及び営繕工事は除く。</u>）のうち「週休2日工事」<u>実施</u>要領（平成28年6月8日県土整備部技術企画課定め。以下「週休2日工事」<u>実施</u>要領という。）に定める<u>月単位の週休2日工事</u>としての発注が困難な工事とする。ただし、技術者及び技能労働者の従事期間が1週間未満の工事は対象外とすることができる。</p> <p>2 <u>月単位の</u>週休2日交替制モデル工事は、<u>共通</u>特記仕様書において、<u>月単位の</u>週休2日交替制モデル工事の<u>対象工事</u>である旨を記載するものとする。</p> <p style="margin-left: 20px;"><u>共通</u>特記仕様書記載例</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-left: 40px;"> <tr> <td style="padding: 5px;"> 第〇条 休日の確保 本工事は、<u>月単位の</u>週休2日交替制モデル工事の<u>対象</u>工事である。 <u>実施</u>に当たっては、「『週休2日交替制モデル工事』<u>実施</u>要領」に基づき行う。 <u>実施</u>要領は、宮崎県ホームページ（トップ>しごと・産業>公共事業・建築・土木>技術基準>「週休2日交替制モデル工事」の<u>実施</u>について）から入手できる。 </td> </tr> </table>	第〇条 休日の確保 本工事は、 <u>月単位の</u> 週休2日交替制モデル工事の <u>対象</u> 工事である。 <u>実施</u> に当たっては、「『週休2日交替制モデル工事』 <u>実施</u> 要領」に基づき行う。 <u>実施</u> 要領は、宮崎県ホームページ（トップ>しごと・産業>公共事業・建築・土木>技術基準>「週休2日交替制モデル工事」の <u>実施</u> について）から入手できる。
5 その他の事項					
本工事は、週休2日交替制モデル工事の試行対象工事である。					
第〇条 休日の確保 本工事は、週休2日交替制モデル工事の <u>試行対象</u> 工事である。 <u>試行</u> に当たっては、「『週休2日交替制モデル工事』 <u>試行要領</u> 」に基づき行う。 <u>試行要領</u> は、宮崎県ホームページ（トップ>しごと・産業>公共事業・建築・土木>技術基準>「週休2日交替制モデル工事」の <u>試行</u> について）から入手できる。					
第〇条 休日の確保 本工事は、 <u>月単位の</u> 週休2日交替制モデル工事の <u>対象</u> 工事である。 <u>実施</u> に当たっては、「『週休2日交替制モデル工事』 <u>実施</u> 要領」に基づき行う。 <u>実施</u> 要領は、宮崎県ホームページ（トップ>しごと・産業>公共事業・建築・土木>技術基準>「週休2日交替制モデル工事」の <u>実施</u> について）から入手できる。					

改正前

3 「週休2日交替制モデル工事」として発注した工事において、受注者から「週休2日工事(受注者希望型)」として実施したい旨の希望があり、工事着手前に発注者との協議が整ったときは、同要領に定める受注者希望型の対象とすることができる。

(実施手続)

第4 受注者は工事着手前に週休2日交替制モデル工事の実施について発注者に協議するほか、次項から第5項までの規定を適用する。

週休2日交替制モデル工事の実施を希望しない場合、受注者はその理由を明らかにし、発注者に通知するものとする。

なお、週休2日交替制モデル工事の実施を希望しない場合は、次項から第5項までの規定は適用しない。

2 受注者は、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日の確保状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を発注者に提出するものとする。

3 受注者は、工事履行報告書に当該月の技術者及び技能労働者の休日の確保状況が分かる書類(休日及び出勤状況が分かる既存の資料)を添付して、発注者に提出するものとする。

4 受注者は、工事看板等により週休2日交替制モデル工事に取り組む旨を明示するものとする。

5 受注者は、週休2日交替制モデル工事の試行の完了後に、休日率が確認できる書類(休日及び出勤状況が分かる既存の資料)を、発注者に提出するものとする。

(労務費・現場管理費の補正)

第5 当初契約時は労務費及び現場管理費の補正は行わずに契約し、週休2日交替制モデル工事の試行後、休日率に応じて、下表の補正係数を乗じて変更契約するものとする。

なお、休日率が21.4%未満となった場合や週休2日交替制モデル工事に取り組まない場合は、補正は行わない。

労務費・現場管理費の補正

休日率	4週8休以上 (28.5%以上)	4週7休以上 4週8休未満 (25%以上28.5%未満)	4週6休以上 4週7休未満 (21.4%以上25%未満)
	労務費	1.05	1.03
現場管理費	1.03	1.02	1.01

(実施証明書の発行)

第6 【略】

改正後

3 「月単位の週休2日交替制モデル工事」として発注した工事において、受注者から「週休2日工事」実施要領に基づく週休2日工事として実施したい旨の希望があり、工事着手前に発注者との協議が整ったときは、同要領に定める週休2日工事の対象とすることができる。

(実施手続)

第4 受注者は工事着手前に月単位の週休2日交替制モデル工事の実施について発注者に協議するほか、次項から第5項までの規定を適用する。

月単位の週休2日交替制モデル工事の実施を希望しない場合、受注者はその理由を明らかにし、発注者に通知するものとする。なお、月単位の週休2日交替制モデル工事の実施を希望しない場合は、通期の週休2日交替制モデル工事の対象とする。

通期の週休2日交替制モデル工事の場合は、次項から第5項までの規定を月単位の週休2日交替制モデル工事から通期の週休2日交替制モデル工事に読み替えて適用することとする。

2 受注者は、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日の確保状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を発注者に提出するものとする。

3 発注者は、書類の作成負担等を考慮し、休日率を確認できる資料等(休日実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練などの記録資料等)について受注者に提示を求め、休日率の状況を確認するものとする。

発注者による休日率の状況の確認は月1回程度を目安とし、週休2日交替制の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

なお、工事履行報告書、週間工程表及び情報共有システムの活用等により、現場閉所の状況を共有できる場合には、毎月の確認は不要とする。

4 受注者は、工事看板等により週休2日交替制モデル工事に取り組む旨を明示するものとする。

5 受注者は、月単位の週休2日交替制モデル工事の試行の完了後に、休日率が確認できる書類(休日及び出勤状況が分かる既存の資料)を、発注者に提出するものとする。

(労務費・現場管理費の補正)

第5 当初契約時は労務費及び現場管理費の補正は行わずに契約し、週休2日交替制モデル工事の実施後、休日率に応じて、下表の補正係数を乗じて変更契約するものとする。

なお、休日率が28.5%未満となった場合や週休2日交替制モデル工事に取り組まない場合は、補正は行わない。

(1) 労務費・現場管理費の補正

	休日率：4週8休以上(現場閉所率28.5%以上)		
	通期の週休2日交替制適用工事	月単位の週休2日交替制適用工事	合計
労務費	1.02	1.02	1.04
現場管理費率	1.01	1.02	1.03

(2) 市場単価及び土木工事標準単価の計上にあたっては、別紙に示す補正係数を乗じるものとする。

(実施証明書の発行)

第6 【略】

別紙を以下のとおり追加する。

市場単価の補正係数

名称	区分	補正係数	
		交替制	
		通期	月単位
鉄筋工		1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工(落石防護柵)		1.01	1.01
防護柵設置工(落石防止網)		1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04
法面工		1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.03
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.01	1.03
道路植栽工事	植樹	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01	1.01

土木工事標準単価の補正係数「令和6年10月以降に予算執行伺を行った工事に適用」

名称	区分	補正係数	
		交替制	
		通期	月単位
区画線工		1.02	1.04
高視認性区画線工		1.02	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.03
	人力	1.02	1.04
コンクリートブロック積工		1.02	1.03
排水構造物工		1.02	1.03
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.02
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.03
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.03
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.03
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.03
防草シート設置工		1.01	1.03
紫外線硬化型FRPシート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.04
バキュームブラスト工		1.00	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.02	1.04
機械式継手工		1.02	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.02
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00
侵食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.02	1.04
支承金属溶射工		1.02	1.04
耐圧ポリエチレンリブ管(ハウエル管)設置工		1.02	1.03

土木工事標準単価の補正係数「令和6年9月以前に契約を行った工事に適用」（スライド用）

名称	区分	補正係数		
		交替制		
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
区画線工		1.01	1.03	1.05
高視認性区画線工		1.01	1.03	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.02	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.02	1.04
	人力	1.01	1.03	1.05
コンクリートブロック積工		1.01	1.03	1.04
排水構造物工		1.01	1.02	1.04
鋼製排水溝設置工		1.01	1.03	1.05
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.02	1.03
	高所作業車	1.01	1.02	1.03
表面含浸工	固定足場	1.01	1.03	1.05
	高所作業車	1.01	1.03	1.04
連続繊維シート補強工	固定足場	1.01	1.03	1.05
	高所作業車	1.01	1.03	1.04
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.01	1.03	1.05
	高所作業車	1.01	1.03	1.04
漏水対策材設置工	固定足場	1.01	1.03	1.05
	高所作業車	1.01	1.03	1.04
防草シート設置工		1.01	1.02	1.04
紫外線硬化型FRPシート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.00	1.01	1.02
	高所作業車	1.00	1.01	1.02
塗膜除去工		1.01	1.03	1.05
バキュームプラスト工		1.00	1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.01	1.03	1.05
機械式継手工		1.01	1.03	1.05
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.00	1.01	1.02
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.00	1.01	1.02
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.01
侵食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.01	1.03	1.05
支承金属溶射工		1.01	1.03	1.05
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.01	1.02	1.04

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行し、令和6年10月1日以降に予算執行何を行う工事から適用する。